

第 8 7 回
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会
会議録

近江八幡市安土町地域自治区地域協議会事務局

第 87 回（平成 29 年度第 6 回）
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会 次第

日 時：平成 29 年 9 月 28 日（木）午前 9 時 30 分

場 所：安土町総合支所 3 階旧議員控室

1. 開会

2. 経過報告

3-1. 報告事項

①近江八幡市内の地域包括支援センター事業について（長寿福祉課）

資料 1

②安土学区まちづくり協議会・老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について
安土学区 善住委員、老蘇学区 澤 委員

参考 1

4. 協議事項

①先進地視察研修（岐阜市柳津地域事務所）について

（連絡事項等）

次回会議運営部会は、 10月 4日（水） 午前9時30分から

10月定例会は、 10月18日（水） 午前9時30分から

6. 閉 会

会議録

●会議の名称	安土町地域自治区地域協議会 第 87 回（平成 29 年度第 6 回）定例会
●開催場所	近江八幡市安土町総合支所 3 階旧議員控室
●開催日時	平成 29 年 9 月 28 日（木） 9:30～:11:20
●出席者 （委員等） （事務局）	安田惣左衛門会長、茶野初美副会長、可須水弘美委員、小杉稔委員、澤秋男委員、善住元治委員、仙波謙三委員、中澤栄子委員、矢場義章委員 地域協議会事務局 安土町総合支所住民課… 大林自治区長、万野理事、重田参事、助野副主幹
（説明者等）	長寿福祉課…東参事、仲野課長補佐
●議題及び議事	報告事項 近江八幡市内の地域包括支援センター事業について（長寿福祉課） 協議事項 先進地視察研修（岐阜市柳津地域事務所）について 他
事務局	第 87 回安土町地域自治区地域協議会を開会いたします。開会に際しまして安田会長よりご挨拶賜ります。
会長	（あいさつ）
事務局	続きまして、安土町地域自治区 大林区長が挨拶いたします。
事務局（区長）	（あいさつ）
事務局	なお、本日の会議につきまして、横川委員から、会長あてに欠席の連絡がございました。 「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書」第 11 条第 3 項の規定に基づき、本協議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 これより議事に入らせて頂きます。議長は、同じく協議書の規定に基づき会長にお願い申し上げます。
会長	規定に基づき、議長を務めます。 会議次第に基づき、前回（8 月 24 日）の定例会以降の地域協議会の活動について、経過報告を行います。まず、広報編集部会の活動について、部会長である茶野副会長から報告願います。
副会長	9 月 15 日付けで地域協議会だより第 43 号を発行し、広報 9 月 15 日号と併せて全戸配布しました。なお、本日会議終了後、広報編集部会を開催します。部会員の皆様は、出席をお願いします。

会長

ありがとうございます。

ご報告いただきました広報編集部会の内容について、ご意見、ご質問等ありますか。

無いようですので、9月6日開催の会議運営部会の活動について報告します。報告の1点目は「近江八幡市内の地域包括支援センター事業について」長寿福祉課から報告いただきます。高齢化を迎えまして2030年問題、どこでも同じ問題ですが特に安土地域につきましても委員各位心配されて、ご意見出ていまして今日はご説明を聞きたい。2点目は「安土学区、老蘇学区のまちづくり協議会の活動状況について」ご報告いただきます。協議事項については、「先進地視察研修について」、合併特例による安土町地域自治区と同じ条件の岐阜市柳津地域事務所に視察をお願いしており、視察研修について協議します。

以上が、会議運営部会で決定した内容です。

部会の内容に関して、ご意見・ご質問等はございますか。無いようですので、会議次第に沿って次の議事に入ります。

意見箱の意見でございますが、今般は0件でございます。

それでは、報告事項でございますが、最初に「近江八幡市内の地域包括支援センター事業について」長寿福祉課から報告いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

長寿福祉課

長寿福祉課です。高齢者が今後益々増えて行くという状況で、高齢者福祉の施策の充実が望まれています。それでは担当よりご説明申し上げます

長寿福祉課

長寿福祉課で地域包括支援センターの運営管理を担当しています保健師の者です。

(資料に基づき説明)

◆地域包括ケアシステムとは

高齢者の「住まい」を確保した上で、「医療」、「介護」、「生活支援」、「介護予防」といったものを使いながら、生活上の安全や健康が担保できるような地域の体制づくりをして行きましょう、といったものです。

問題として、介護に携わる人材の不足が有ります。施設等を作ってもそこに従事する専門職がない、という現状も有ります。

近江八幡市第6期の介護保険事業計画（平成29年度が最終）の中でも、介護、看護人材不足を見込んでいます。2025年までに介護職が200名不足、看護職も50名程不足するという見込を出しています。

では、その人材がないなかで、高齢者を支える地域づくりをどうやって進めて行こうか。私達の取り組みの反省でもありますが、「全てをやってあげる行政だったのではないか」、「ご高齢の方でもまだまだいろんな所で力を発揮していただけるのに、その力を奪ってきたところがあったのでは」とも言われています。

実際に高齢者の方で「自分で買い物とか外に行きたいが、お家の人に『こけたらだめなので出ないで』と止められている」と言われる方もおられます。高齢の方を含めていろんな人の力を発揮していただきながら、地域づくりができていたらなあ、と思っています。

近江八幡市の場合は地域包括ケアシステムが高齢者の方だけでなく、障がいのある方、子ども、ひいては地域の皆さんが住みやすいまちづくりということで考えていきたい、という方針を出しています。

地域包括支援センターは地域包括支援センターの業務を行いながら、地域包括ケアシステムづくりの一助をなして行くという役割を持っています。

◆地域包括支援センターの業務

平成18年の介護保険法の改正により設置されるようになりました。

主に高齢者の方の相談対応をさせていただいています。

①介護予防のケアマネジメント

介護認定の比較的軽度の「要支援」の方への支援を行います。

要支援の方のケアプランを作成したり、相談支援をします。

また、介護認定を持たないまでも足腰が弱ってきたり物忘れが出てきておられ、生活に不自由が生じてきておられる方の相談支援も行います。

②総合相談・支援業務

高齢者の方やそのご家族の方の相談を受けて、必要なサービスに繋がります。

昨年度までに3つのエリアを委託に出しまして、本人・ご家族からの相談のほか、事業所、病院から連絡をもらうこともあります。基幹型地域包括支援センターを持つ長寿福祉課で受ける相談と併せて全体で15,000件程度の相談支援を受けています。これは前年度に比べ3千件程増えて来ていますので地域の中で定着を図れてきていると、思っています。

③権利擁護事業

高齢者の虐待の通報窓口を地域包括支援センターで担っています。

虐待を受けている恐れがある方、介護する方、介護サービス事業者等に対して、市と連携しながら相談・対応を行います。

また、判断能力の落ちてきた方には成年後見制度に繋ぐ支援も、高齢者の権利を守る活動のひとつです。

④包括的・継続的ケアマネジメント

ケアマネジャーへの個別支援やスキルアップのための全体研修、多職種連携の場を設定し、専門職間の連携の仕組みづくりをすること等を行っています。

◆地域包括支援センター（市内3カ所）

各圏域の高齢者人口や社会資源の整備状況等を勘案して担当エリアを設定してきました。

○中北部地域包括支援センター（北之庄町912）

担当エリア（学区） 八幡・岡山・島・沖島

○東部地域包括支援センター（長田町1268-1）

担当エリア（学区） 金田・馬淵・武佐・安土・老蘇

○西部地域包括支援センター（江頭町417-2）

担当エリア（学区） 桐原・桐原東・北里

■センターを取り巻く状況

- ・相談事例が非常に困難になってきています。

例) 医療依存度が非常に高い方、生活基盤が不安定な方、

「明日病院から退院するように言われているが、帰る家が無い」または

「帰る家は有るが、手伝ってくれる親族が誰もいない」

「どこかに入居しようにも、保証人になってくれる人がいない。」

「お金が無い」

包括支援センターの機能だけで解決できない相談が非常に増えて来ています。

困難さに対応するため、他の課との連携を深め、相談支援の体制を強化してまいります。

- ・認知症の問題が増えて来ております。

- ・包括支援センターに期待されていることが増えて来ています

（医療と介護の連携、生活支援を支える仕組みづくり、地域ケア会議の設置）

市は、包括の専門職の専門性を発揮してもらえる体制づくりに取り組ませていただいています。私共は委託の3つの包括支援センターとは少し別の役割で関っており、現場の3つの包括支援センターがスムーズに効果的に運営できるように市役所庁内、関係機関、医療機関、事業所などの調整、後方支援を行っています。

会長

委員の方から何かご質問、ご意見等ございますか。

副会長

本当に多方面、いろんな業務に携わっていただいて大変ですね。相談支援で、解決できないようなお金の問題とか、面倒見てくれる親族がいないとか、解決というのは、できるのですか、

長寿福祉課	<p>全てが解決できる訳ではありません。もちろん解決策の無いものも有ります。親族が無いということなら、本当に無いのか、もう一度行政と一緒に当って調査をしたりします。成年後見人制度を使って後見人を立てたり、利用契約を代替してもらったりしています。お金のことは生活保護の検討を含めてです。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p>
委員	<p>年間で3千件相談件数が増えているということですが、包括支援センターを増やさないといけない、とはならないのですか。</p>
長寿福祉課	<p>数だけで計れないところもあります。高齢者人口で必要と見込まれる職員を現在配置しています。包括ケアシステムの構築は包括の職員だけでやって行けるものではありません。そのエリアの中に社会資源が十分に無いと機能していかない。小さく分ければ分けるほど、そこには社会資源が限られてきます。包括を増やせば増やすほど機能が充実して行くというものでもありません。一つのエリアの中で社会資源も含めて担保できるように、圏域も考えて策定しています。今のところ、増やすということはありません。</p>
委員	<p>こういう状況が有ればやはり増やして、安土の地域だけでも包括支援センターを置いてもいいではないか、という状況にはなりませんか。</p>
長寿福祉課	<p>圏域の設定につきましては介護保険の事業計画を策定する中で、総合介護市民協議会の中での審議を諮ってきておりまして、6期の中では3つの包括支援センターを置くとしています。来年7期に向けまして9月の市民協議会で案が出されていますが、6期の考え方を踏襲する案となっています。</p>
副会長	<p>安土も高齢者がどんどん増えて行ってる中で、包括が安土に有ればという意見です。今の東部包括の場所を知っている人は割と少ないです。安土に有れば小回りも効くし良いと思います。人材の面等で無理だというのは分かるのですが。</p>
会長	<p>家族の介護の相談に社協安土支所に行くとひまわり館か東部包括支援センターを案内されます。ひまわり館に大抵行かれると思います。ひまわり館で対処いただいた方も東部包括に紹介して、東部包括に回しておられますか。</p>
長寿福祉課	<p>ひまわり館窓口で解決できる簡単なもの、簡単な手続きや情報提供で済むものはそこで終わります。続けて相談支援が必要な方については、「東部が担当になりますので東部包括支援センターに繋がります」と了解いただいた上で、お繋ぎしています。</p>

会長	家族のおられる方は、分からないなりにひまわり館に行けばなんとかなるでしょう。家族が外に働きに出ておられないとか、自身が動きかねる方とかの対応はどうされますか。
長寿福祉課	もちろん、訪問させていただきます。
会長	民生委員さんとかが、「あの方は、あのまま置いては大変だ」と気づいたら福祉補助員、民生委員から先ずは社協に連絡が入りますか。
長寿福祉課	社協にとは限りません。直接民生委員から包括支援センターに相談いただくこともあります。民生委員からご本人に、「介護に関する事は包括支援センターに相談できますよ」と繋いでいただいていると入りやすいので、そういったこともお願いしながら、相談いただいています。
会長	民生委員と包括支援センターで定例で会議や、情報交換の場はお持ちですか。
長寿福祉課	定例では会議は有りません。
委員	<p>包括支援センターの設置については財政的、人材的な問題があるとのことですが、高齢者がどんどん増える問題については、今までなら行政がなんとかしてもらえる。行政でなんとかしてもらえないのか、それも難しくなっている。そうなる最終的には自分自身でなんとかしなくてはならない。いつも思っているのは、住んでいる人のお隣や自治会、そこに専門的な知識を持つ人を育成しないといけないと思う。そこに住んでいる住民が勉強しないといけない。</p> <p>実は集落営農をやっていると、高齢化になってきますと「自分の農地をなんとかしたい」と相談を受けます。お年寄りになって「もう田んぼを売りたい」とか相談を受けます。何も分からなければ「市役所に行ってください」となります。そこで、そこその知識が有れば相談にのれる訳です。例えば自治会長さん、民生委員さん、健康推進員さん、福祉推進員さん、県職OB、市職OBもおられますし。集落内でそういう体制を作る必要が有るのでは。</p> <p>包括支援センターを作ればよいとなると、では安土に一カ所。その次は学区毎に一つそういったものを持たないといけなくなる。次はさらに集落ごとに、どんどん行くだけの話です。その考え方をきちんとして、それに向かって方向性を</p>

整理して行く。つくづく最近そういったことを思います。

それが今のまちづくり、地域づくりのキーになっていくのかな。

委員

3つの地域包括支援センターは行政の組織ですか、民間ですか。

長寿福祉課

民間に業務を委託しています。

委員

相談者は医者ですか、親族ですか、その他どういった方ですか。

長寿福祉課

ご家族やご本人からというのが、圧倒的に多いです。

委員

ご本人は独り暮らしだと相談に行けない状態ですよ。生活支援で仕組み作り、取り組んでおられることはありますか。自治会もやらないといけないと思いますが。

長寿福祉課

社協で見守り支え合い推進会議で取り組んでおられる部分も有ります。包括支援センターの取り組みとしては、「この地域は最近相談が多く挙がって来るね。」
「ここは全く挙がって来ないね。」といった特性から、特定の地域を決めて65歳以上のお家を計画的に全部訪問させてもらおう、実態を把握しようという取り組みをしてきた経過があります。自治会に、その結果を「こうだったよ」、「じゃあ、どういったことができるか」、と話し合い、一緒に考える場を持ってきたことがあります。

会長

他は有りますか。

アドバイザー

包括支援センターの設置について、国でだいたいどれくらいの人口で一つの支援センターとか、基準が有りますか。包括支援センターの民間に業務委託されていますが、自治体ごとに「こういったことをやって欲しい」、委託先に独自の方式を出すことができるのか。近江八幡市が他より地域との関わりを密着させたい、独自に地域密着型でできるのかどうか、教えて欲しい。

長寿福祉課

地域包括支援センターの設置については、介護保険法の中で設置することが謳われています。設置の基準や、基本的な4つの業務について厚生労働省から示されています。人口何千人くらいに何人の職員を配置する、基準が示されていて、それを基に各市町が条例で決めています。市町によって人口、職員配置について若干変えられている所も有りますが、基本的には国が示している内容を基に設置をしています。業務についても、やらなければならない業務を与えられていますので、それは先ずしっかりやっていく形で進めています。

長寿福祉課	独自の業務については、法定業務が有りますが、近江八幡市の実態から見て「特に重点的にお願いしたい」ことは地域包括支援センターの運営方針として、市から包括支援センターに示させていただいています。
副会長	以前資料をいただいた時に、安土も設置可能かなと、私は感じたのですが。
長寿福祉課	もちろん人口規模もありますが、業務規模や専門職の人材確保の状況とか地域の状況に合わせて効率的に業務が行えるように市町村が設置するとなっているので、人口だけの判断というようには思いません。
アドバイザー	条例である程度幅を持たせる、ということですが条例だと包括的ですので、具体性に欠ける。もう少しガイドラインで「こういう所はこうして欲しい」と、おそらく市の方で既にやっておられるということで。もっともっと課題が増えて行くにつれて、連絡を密にしていかなざるをえないのでは。副会長がおっしゃっている施設を増やして行くよりか、人材を増やすことが大事なのではないでしょうか。マンパワーが不足、人をちゃんと確保して、支援センターは待つのでなくて地域の中に出て行くような働き方ができるようにしていくのが課題。おそらく市もそういうことを考えているのではないかなと思います。
会長	人員に制約されて何かできなくなると、アドバイザーが言われたように人員の確保が大事になる。委託されているセンターの人件費は、財源は国からですか、市・行政からですか。
長寿福祉課	介護保険事業の中の取り組みです。財源は国も出していますし、県、市、介護保険料、からです。
会長	それらを充当しながらですね。私が思いますのは、包括支援センターをいくつも作っても、法に基づいて人員を配置しないといけない。しかし法に規制されずにそういうことができるとなると、行政は福祉関係担当課がものすごく課が有りますね。そこでそれぞれの部署が連携、情報の共有化を図って「自分の課としてはそのうちの何をやらないといけないか」、定期的にやりながらやらないといけない。これから地域が高齢化で弱って来るのは、実はやはり最後は自治会なのです。ところが自治会長はほとんどの所が安土は1年交代なのです。継続的に自治会長を行うところは極めて稀です。ところが福祉については1年交代ではもたない、継続性が必要になる。例えば福祉推進員が2人になると、任期任期を1期内に1人残るようにすれば必ず経験者が残っている。福祉はこういう仕組みにしないと、一斉に替わると、継続は到底困難になる。末端は自治会だと思

います。今でもケア会議やっていただけてますが、やっている自治会はやっている、やっていない所はそのままなのです。これから高齢の福祉の世話になる方が増えるのが避けられなければ、仕組み作りが必要。我々地域も「共助の世界でがんばろう、協力しよう」、公助・行政はどうなのか。行政で必要なものは厚労省に働きかけていただいて、「こういうことを実は、近江八幡市はモデル的にやるのだ、厚労省なんとかしてくれ」、特に今の時代は言えると思うのです。皆さん方、行政・地方自治体の仕事は仕組み作りにもう少し力を入れていただきたい。行政の福祉関係がひとつ連携して、もう一つはまちづくり支援課だと自治会。自治会長に言っても「私に言われても困る」と言われる。民生委員さんも「これ以上仕事増やささないで」と言われる。高齢の方が増えたので私の集落では福祉協力員を2名から3名に増やしました。これらは共助の世界でやっています。それらをうまく共助と公助を仕組みを作りながら、これからどんどん増える高齢者の問題を末端自治会でどこまでやるのか。包括支援センターあたりに相談して、そこで専門で手分けして頂いて、なんとかやっていける道をしないと。私が心配するのは、今は相談に行ける方は良いのですが、相談にも行けずにそのまま家の中で横になって知らないうちにお亡くなりになっておられる、というのが絶対出て来る。そういうのを防ぐための施策というのは一度真剣に1年かそこら考えてやらないと、待った無しだと思います。本来は福祉政策課が主になってやる仕事かもしれないですが、行政では包括支援センターに対応いただけていますが、末端の生活されているどんどん高齢化になっていく本人は施策にはなかなか対応が取りにくくなるのは必至なのです。末端の地域がそういう仕組みを作り、活動が始まりますと、とうてい今の包括支援センター人員では賄い切れなくなると思います。そういうことを考えながら同時に調和を保たないといけないだろう。本来相談に行くべき、包括支援センターまで行けていない事項がまだまだ隠れていると思います。

長寿福祉課

その通りだと思います。私共もいろんな事業をやってはいますが、やりながら目指すところは地域の仕組みづくりだと思っています。例えば介護予防の取り組みで「いきいき百歳体操」をどんどん作っていますが、単に体操の場というだけでなく、そこが見守りの場になるように、地域づくりの拠点の目論見もあってやらせていただけています。地域包括支援センターがみんな高齢者のお宅に出向くとなると、それこそどんどん人が必要になる話になるので、そうではなくて「いきいき百歳体操」に来ておられた方が「もう三回続けて休んでおられるなど、気になる方は連絡してください」、ということをお願いしたり情報が入る仕組みを逆に作る。そういうことを考えながらまちづくりを考えて行きたい。おっしゃるように、町内でそこを課題として共同していくことも必要と思っています。

会長

「地域でそれを考えろ」、いつも思っていますが、中々実行が伴わないのが、

現状だと思います。いろんな機会に、毎年代わられる自治会長さんに、「せめて4年なら4年、専門の委員を作ってもらえないか。」そういうようにしないと、今のままの自治会組織で、新たな高齢者の課題に対応しようとしても、できっこないです。早い所ですと自治会を12月に交代されるから「私はもう少しで終わるから今さら仕事を言わないでください」、と中々前に進まないのが実態です。末端の地域も参画しながら行政担当と共に何か検討する機会を持たないといけないと思っています。そうすると学区、学区単位くらいで文化やまちの構成が異なるので歴史文化も十分配慮しながらそういうものを作らないと行政一辺倒ではとうていダメだ。将来のまちづくりの一つに、活性化の柱になろうと思います。

委員 　　まち協では3ヵ年計画を作ってますよね。あれは何故できるのだろう。誰かに言われたからですか。逆に何故集落では計画が作れないか。まち協にはお金がおりているから、協議、話し合いが始まる。各集落になると今まで有る行事を言われたようにやるだけで精一杯。市の取り組みとして「集落で3ヵ年計画を作りましょう」、そういうのが有ると、計画を作るきっかけになるのでは、何かできるのでは。

会長 　　どちらか言うと、まちづくり支援課の話題になりますが。まちづくりがベースで地域福祉もなんとか整って来ると思います。福祉だけ先行しても中々困難だと思う。

委員 　　何か困ったら、介護認定をしてもらう必要が有ると思いますが、要支援とか要介護とかいろいろ有りますが、包括支援センターは認定が無くても相談できる場所ですか。

長寿福祉課 　　そうです。

委員 　　足の悪い方が買い物に行きたいと言われたら、お手伝いもされますか。

長寿福祉課 　　直接の支援は行いませんが、そういうサービスに繋ぐ、調整を行います。

会長 　　買い物の手伝いや病院の送迎について、社協が送迎の保険に入ったり、みんなが連携してやると良いが、今は中々スムーズに動いていない。

委員 　　今現在、包括支援センターに届いていない隠れた事例も有る、これからどんどん増えると思うので、安土に包括支援センターが有るのが望ましいな、と思っています。東部包括は1号被保険者が6千人以上なので職員3名が1名増で4名。東部の被保険者が8,650人で職員は2人増が望ましい方向に現時点であると思

ますが、人手の課題とか有りますか。

長寿福祉課

どこの包括支援センターも同じで、決して時間を持って余している訳ではありません。業務量は増えて来ている、余裕の無い所は有りますが、現時点で高齢者人口増に対して対応することまでは考えていません。

会長

相談に行けない方を繋ぐ方法を考えないといけない。

委員

東部の包括に旧の安土町地域から相談に行かれる割合はどれくらいですか。

長寿福祉課

エリア毎の資料は今ございません。東部包括全体ですと昨年 2,630 件でした。それは他の 2 つの包括も変わらない件数です。

会長

まだまだ民生委員や社協の関係者でないと、東部包括に行くことも分からないと思います。「ひまわり館に行くといろいろ相談できるよ」という事も言ってあげないと「私弱ってきているのだけど、どこに行ったらよいのか分からない」というのが結構多いです。子供がいると「一度聞いてくるわ」と、分かるようになる。お年寄りだけの家庭だと「どうして良いか分からない」となる。

他、ございませんか。

末端の高齢者の対応について福祉政策課あたりと、地域を巻き込みながら見守り支援の仕組みづくりを一日でも早くなんとか作っていかないと、と思います。

無ければ、この件は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

次に、「安土学区まちづくり協議会と老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について」です。

安土学区について報告をお願いします。

委員

(報告)

主な行事

経過 8月26日「安土コミセン昭和な夏祭り」

9月3日「安土学区防災訓練」

予定 9月23日、24日「西の湖よし灯り展」

10月1日「ふれあい体育大会」

10月14日、15日、22日「野球大会」

10月24日～28日「通学合宿」

10月30日 西の湖ウォーク

会長

続いて老蘇学区の報告をお願いします。

委員

(報告)

主な行事

経過 9月3日「安土学区防災訓練」

予定 10月1日「ふれあい体育大会」

10月14日「ビオトープお月見コンサート」

10月14日、15日「野球大会」

10月22日「高齢者のつどい」

副会長

安土学区の「友達を作って人生を楽しむ会」はどういうことをされていますか。

委員

だいたい男性が多いですが、福祉部会で休暇村に行っごはんを作ったりいろんな事をされています。友達を集めていろんな催しをしたりします。

会長

居場所づくりですね。老蘇でも男性の方が料理を作って居場所づくりをされています。

報告事項は以上とさせていただきます。

次に協議事項「先進地視察研修（岐阜市柳津地域事務所）」について事務局より提案いただきます。

事務局

(資料に基づき説明)

視察研修行程(案)

●日時 平成29年10月20日(金) 午後1時30分より

●集合出発 午前10時00分

研修出席 安田会長 小杉委員 仙波委員

茶野副会長 可須水委員

研修の質問事項

(1)「柳津町将来構想委員会」の経過と目的をご教示ください

他7件 全8件

会長

質問事項の追加について、参加されない委員さんから有りましたら言ってください。宗野先生から聞くところによりますと、岐阜市がまちづくり協議会を立ち上げておられるそうです。柳津地域のまちづくりについて、我々学区のまちづくりの参考になればよいと思います。

我々は地域協議会ですが、柳津は「柳津町将来構想委員会」を地域協議会と別途お持ちになっている。それが地域協議会終了後の構想まで考えられた。事務所は将来構想委員会の提案で設置されたのか。地域協議会で、市議会で設置されたのか。他に将来構想委員会でのどのようなことを、まとめられたのか。

キーは地域事務所になります。柳津は安土の1階の住民課程度の業務をされておられる。大きなところでは「住民の声はどうやって市に届けられていますか。届ける仕組みとは」、が課題になります。この仕組みがいろんなまちづくりの基になっている。

委員 近江八幡市にまち協が有りますが、柳津にも有るのですか。

会長 未だ分かりませんが、岐阜市がまちづくり協議会を進める方向でおられます。一斉にされるのか、できるところからされるのか、定かでないです。

委員 まち協的組織が存在するなら、自治区終了後、どういう組織が事務所に入っているのか。

会長 元々柳津町役場、想像ですがまち協あたりの拠点に改装されているのか。

アドバイザー 岐阜市は小学校区が50程度あるのです。学区毎にまち協を作って行こうという方針で、ただ一斉に置くのではなく、準備ができた所からどんどんやってくださいということです。覚えてないのですが、半分かどうかです。柳津はまち協がまだかもしれません。柳津が既にまち協を立ち上げているのなら、どういう仕事をしているのかです。ひょっとすると将来構想委員会はその準備委員会のようなものだった気がします。それとコミセンを学区毎に作る話があるそうです。おそらく事務所の改修はコミセンをにらんだものではないか。少し先読みすると、将来まち協にそこに業務委託する、そういったことが出て来る気がします。その辺りを伺うとよいのでは。これだけ質問項目があると、必然的にいろんな話題が出て来ると思います。

会長 末端自治との繋がり、仕組みの参考になれば。柳津は大垣から一宮の街道沿いに新、旧が入り乱れた地域だと思います。

事務局 前回視察に行かれたのは、柳津が今の私共と同じ地域自治区の8年目を迎えられた時期でございました。現在、10ヵ年の期間を終えて1年半が経過しております。人口規模は1万3千人弱で、岐阜市の人口は41万人、市全体の3%程度でございます。面積は7.77k㎡で市全体の3.8%程度、安土町地域自治区の3分の1程度と聞き及んでおります。

委員 質問事項ですが、地域自治区10ヵ年の経緯をまとめた報告ですが、事前にいただけますか。

事務局	追加事項を精査のうえ、柳津地域事務所へ送付します際に、委員の皆様にも送付させていただきます。
会長	<p>自治区終了に向けてどんなご議論をされたのか。終了の際にどんな事業をされたのか。いずれ、まちづくり体制について良く似た悩みが解決できそうな仕組みについて、視察研修を一度計画いただきたい。安土地域出身の市議会議員も是非と言われていたので地域協議会とご一緒に、衆議院選挙が入って来ますが、準備を事務局でお願いしたい。</p> <p>協議事項としては以上です。宗野先生からございますか。</p>
アドバイザー	特にございません。
会長	<p>それでは最後に、10月の会議運営部会につきましては、10月4日（水）午前9時30分からということで部会で決定しております。10月定例会については、10月18日（水）午前9時30分からということで提案したい。皆さんいかがでしょうか。</p> <p>では、10月定例会は10月18日（水）午前9時30分からでお願いします。</p>
事務局	追加でお知らせします。総合政策部長より、「合併協定項目の調整状況について」会長あてに通知が有りました。合併協定項目の総数、253項目、うち新市において調整するが96項目。前回平成28年4月1日調査で未調整項目が残り2項目でしたが、平成29年9月1日現在で、農村整備課の「景観農業振興地域整備計画」が調整完了ということです。市の慣行、市の歌が未調整ということで、完了予定は平成30年3月を見込んでおられます。平成28年10月に「わがまち近江八幡」を市の歌に決定し公表した。その後作詞者との著作権譲渡契約が完了した。作曲について業者委託し制作することとなっています。
会長	<p>協議会の終了後が一番の課題ですが、未調整項目はこれでほぼ調整済みです。皆さんの日々の生活の中でいろいろとご意見有りましたら、お聞きしたい。福祉関連は、幅が広くございます。まだまだ担当課にご協力いただきながら勉強していかないといけない。</p> <p>他にございますか。</p>
事務局（区長）	報告事項です。皆様にご意見、ご協議を賜りました、旧の健康づくりセンターの運業者が岡山県倉敷市の社会福祉法人美穂の園（みほのその）に決まりました。平成31年4月の開校に向けて担当部局障がい福祉課より県、国に対して手続きが進められている状況です。地元対応についてはある程度の申請や内容が決定した頃を見計らって地元へ業者共々説明会に入らせていただく予定です。

調整項目の最後の市の歌は、歌詞は早くから決定していたのですが、作曲について9月26日に契約審査会が有りまして、作曲の募集を開始する、という案件が出ていました。平成30年3月には、皆さんにどういう曲か、ご披露できると思います。行く行くは、各自治会関係部署にDVDをきちっと作って配布することです。状況報告をさせていただきます。

会長

では以上で、本日の会議を終了したいと思います。
副会長から一言お願いします。

副会長

(あいさつ)

【終了 11:20】

会議録作成

近江八幡市安土町地域自治区事務所
住民課 庶務グループ

TEL: 0748-46-3141 FAX: 0748-46-5320

E-mail: 390110@city.omihachiman.lg.jp